

特定建築物環境衛生管理指導基準（平成9年3月24日生活衛生担当部長決裁）（新旧対照表）

改正前	改正後	備考
<p>第1条（略）</p> <p>第2条 給水の管理 札幌市給水設備の構造及び維持管理等に関する指導要綱第5条給水設備維持管理基準によること。ただし、同基準中第1項第2号イからエまで、同項第3号、同項第5号及び同項第8号は除く。</p> <p>第3条（略）</p> <p>第4条 特定建築物の維持管理等に関する、次に掲げる帳簿書類等を備え、これを常に整理し、保存しておくこと。 (1) 図面類（しゅん工図） ア 建築物の配置図、平面図及び断面図 イ 空気調和（機械換気）設備、給水（湯）設備、雑用水設備、排水設備等の系統図及び詳細図 ウ 機器一覧表 (2) 維持管理に関する帳簿書類（5年間保存） ア 建築物環境衛生管理基準に定める測定、検査、清掃、防除等の年間実施計画表 イ 空気環境の管理、空気調和（機械換気）設備の管理、給水（湯）の管理、雑用水の管理、排水の管理、清掃、防除等の月間業務計画表</p>	<p>第1条（略）</p> <p>第2条 給水の管理 札幌市給水設備の構造及び維持管理等に関する指導要綱第5条給水設備維持管理基準によること。ただし、同基準中第1項第2号イから<u>オ</u>まで、同項第3号、同項第5号及び同項第8号は除く。</p> <p>第3条（略）</p> <p>第4条 特定建築物の維持管理等に関する、次に掲げる帳簿書類等を備え、これを常に整理し、保存しておくこと。 (1) 図面類（しゅん工図） ア 建築物の配置図、平面図及び断面図 イ 空気調和（機械換気）設備、給水（湯）設備、雑用水設備、排水設備等の系統図及び詳細図 ウ 機器一覧表 (2) 維持管理に関する帳簿書類（5年間保存） ア 建築物環境衛生管理基準に定める測定、検査、清掃、防除等の年間実施計画表 イ 空気環境の管理、空気調和（機械換気）設備の管理、給水（湯）の管理、雑用水の管理、排水の管理、清掃、防除等の月間業務計画表</p>	<p>誤記修正 （今回の改正と関連なし）</p>

改正前	改正後	備考
<p>ウ 測定、検査、清掃、防除作業等の実施記録 エ 設備の点検整備記録 オ その他環境衛生上必要な事項の記録</p> <p>(3) 建築物環境衛生管理技術者の兼任に関する書類（兼任されている間保存）</p> <p>建築物環境衛生管理技術者が同時に2以上の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者を兼ねる場合にあっては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第5条第2項の規定による確認の結果（同条第4項の規定による意見の聴取を行った場合は当該意見の内容を含む。）を記載した書面の写し</p>	<p>ウ 測定、検査、清掃、防除作業等の実施記録 エ 設備の点検整備記録 オ その他環境衛生上必要な事項の記録</p>	<p>文言追記</p>